

大阪市告示第183号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年2月7日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
成協信用組合	門真支店	変 更 前	〒571-0066 門真市幸福町4番24号	令和7年 3月24日
		変 更 後	〒571-0047 門真市栄町17番5号	

(会計室会計管理担当)